

## 1 公務災害の認定について

公務災害の認定については、「公務上の災害の認定基準について」（平成 15 年 9 月 24 日地基補第 153 号理事長通知）により基準が定められています。

この基準は、公務上の災害（＝公務災害）と認められるものを整理して示したものであり、「公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかな災害」を公務上の災害とすることとしています。

災害が「公務と相当因果関係がある」とは、災害の発生原因のうち、公務が他の原因に比較して相対的に有力な原因であると認められることをいい、言い換えれば、公務に内在している危険が現実化したものであることが経験則上認められることをいいます。

### ◆公務遂行性と公務起因性について

認定に当たっては、「公務遂行性」と「公務起因性」により判断することとしており、その概要は次のとおりです。負傷と疾病では、考え方が若干異なっています。

#### 【公務上の負傷】

公務遂行性…職務遂行中に任命権者の支配管理下で被災したこと

公務起因性…故意や素因・基礎疾患など否定される要素がないこと

#### 【公務上の疾病】

公務遂行性…職務遂行にともない有害因子にさらされたこと

公務起因性…他の危険因子に比べ職務遂行が有力な原因で発症したこと

公務遂行性と公務起因性のいずれもが認められる場合に、公務災害と認定されます。

認定通知では、次のようにお知らせします。

- ・ 公務災害に当たる場合 → 公務上の災害と認定
- ・ 公務災害に当たらない場合 → 公務外の災害と認定